

成田市基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービスの実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービス（以下「基準緩和型サービス」と総称する。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、成田市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(対象者)

第3条 基準緩和型サービスの対象者（以下「対象者」という。）は、居宅要支援被保険者等とする。

(基準緩和型サービスの内容)

第4条 基準緩和型サービスの内容は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支援のうち、第1号介護予防支援事業において必要と認められるものとする。

(1) 基準緩和型訪問サービス 次に掲げる支援

- ア 居室、便所その他の対象者の日常生活の範囲における清掃及び整理整頓
- イ ゴミ出し
- ウ 衣類の洗濯、物干し、取入れ、収納及びアイロン掛け
- エ シーツ交換、布団カバーの交換その他のベッドメイク
- オ 夏服及び冬服の入替えその他の衣類の整理
- カ 被服の^{ほたん}釦付け、破れの補修その他の修理
- キ 一般的な調理、配膳及び下膳
- ク 日常品の買物
- ケ 薬の受取り
- コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める生活援助

(2) 基準緩和型通所サービス 次に掲げる支援

- ア 健康状態の確認
- イ 介護予防に資する体操
- ウ レクリエーション
- エ 生活等に関する相談及び助言

オ 送迎

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める日常生活上の支援

(基準緩和型サービスに要する費用の額)

第5条 規則第4条第3号の市長が別に定める基準緩和型訪問サービスに要する費用の単位数は、別表第1に定めるとおりとする。

2 規則第4条第4号の市長が別に定める基準緩和型通所サービスに要する費用の単位数は、別表第2に定めるとおりとする。

3 前各項に定めるもののほか、基準緩和型サービスに要する費用の額の算定については、実施要綱の定めるところによる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱（平成29年3月16日成高第2570号）

(2) 成田市基準緩和型通所サービス実施要綱（平成29年3月16日成高第2571号）

(経過措置)

3 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月18日成介第3711号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年10月1日成介第1910号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に行われる基準緩和型サービスについて適用し、同日前に行われた基準緩和型サービスについては、なお従前の例による。

別表第1

ア 基準緩和型訪問サービス費Ⅰ 1,000単位

事業対象者・要支援1・2 週1回程度(1月につき)

イ 基準緩和型訪問サービス費Ⅱ 1,997単位

事業対象者・要支援1・2 週2回程度(1月につき)

ウ 基準緩和型訪問サービス費Ⅲ 3,169単位

事業対象者・要支援2 週2回を超える程度(1月につき)

エ 初回加算 200単位(1月につき)

オ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位×137/1000

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位×100/1000

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位×55/1000

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)の90/100

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)の80/100

カ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位×63/1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位×42/1000

注1 アからウまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。

注2 オ及びカについて、所定単位はアからエまでにより算定した単位数の合計。

注3 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第2

ア 基準緩和型通所サービス費

(1) 事業対象者・要支援1(週1回程度) 1,329単位(1月につき)

(2) 事業対象者・要支援2 (週2回程度) 2,725単位 (1月につき)

イ サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

(1) 事業対象者・要支援1 24単位 (1月につき)

(2) 事業対象者・要支援2 48単位 (1月につき)

ウ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位×59/1000

(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位×43/1000

(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位×23/1000

(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (3)の90/100

(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (3)の80/100

エ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位×12/1000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位×10/1000

注1 アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注2 アについて、従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。

注3 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、それぞれ次のとおり減算する。

(1) 事業対象者・要支援1 376単位

(2) 事業対象者・要支援2 752単位

注4 ウからオまでについて、所定単位数は、ア及びイにより算定した単位数の合計とする。

注5 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。